

**商品類型 No.166 「スマートフォン・携帯電話 Version1.0」 認定基準（案）に関する
パブリックコメントとその対応結果について**

No	該当箇所	御意見内容	対応内容
1	適用範囲	認定基準書 1 ページ目の適用範囲の記載では、グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品を対象とするとあるが、以降の分類で記載している、スマートフォン、携帯電話は、グリーン購入法で記載されている内容と完全に一致していないと思う。混乱を招かないようにすべきである。	本認定基準は、グリーン購入法の特定調達品目となっているスマートフォン、携帯電話を対象としているという趣旨でしたが、ご意見を踏まえ、修正しました。
2	認定基準 4-1-2(13)	製品の画面点灯時間を抑えるための項目と思うが、デフォルト設定 30 秒以内に設定される、「もしくは」の適合条件を設けてもよいと思う。例えば、省電力観点でユーザーに対して画面消灯時間の変更を促す機能を有する。等	ご意見を踏まえ、追記しました。